

2018年9月4日

## 環境影響評価書【山梨県】に関する記載について

環境影響評価書【山梨県】本編第8章、第11章及び環境影響評価書【山梨県】要約書第8章の「日照障害」の項目に記載のある、「山梨県建築基準条例第21条」については、正しくは「山梨県建築基準法施行条例第21条の2」であり、「山梨県建築基準条例第21条の2」については、正しくは「山梨県建築基準法施行条例第21条の2」である。

なお、環境影響評価準備書【山梨県】本編及び要約書、環境影響評価書【山梨県】（平成26年4月）本編にある同様の記載についても、上記の通りとする。